

秦野市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正することについて

秦野市特別職職員の給与等に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成 28 年 12 月 8 日提出

秦野市長 古 谷 義 幸

提案理由

市長及び副市長の給与を減額して、下水道事業債の過大借入れ、土地収用手続での瑕疵等一連の事務上のミスに係る責任の一端を表すため、改正するものであります。

秦野市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

秦野市特別職職員の給与等に関する条例（昭和32年秦野市条例第18号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

（平成29年1月1日から同年3月31日までに市長及び副市長に支給する給料月額に係る減額特例措置）

15 第2条第1号及び附則第11項の規定にかかわらず、平成29年1月1日から同年3月31日までの間に市長に支給する給料の月額（第3条第5項に規定する地域手当の算出の基礎となる場合を含む。）は、第2条第1号に規定する額から100分の35に相当する額を減じた額とする。

16 第2条第2号並びに附則第12項及び第14項の規定にかかわらず、平成29年1月1日から同年3月31日までの間に副市長に支給する給料の月額（第3条第5項に規定する地域手当の算出の基礎となる場合を含む。）は、第2条第2号に規定する額から100分の20に相当する額を減じた額とする。

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。